2―1⑴中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号」を「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第百四十九号

環境省告示第百四十九号

経済産業省

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年国土交通省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

Ⅰの第1の1の1―3中「㈢欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値」を「の用途及び地域区分ごとに掲げる数値（単位　1平方メートル1年につきメガジュール）」に、「年間熱負荷及び規模補正係数は、次の⑴及び⑵に定めるところによるものとする。」を「年間熱負荷は、次の⑴に定めるところによるものとする。また、複数の用途を含む建築物の取扱いについては、⑵に定めるところによるものとする。」に改める。

Ⅰの第1の1の1―3⑴中「各室について用途」を「室用途」に改め、同イ中「暖房負荷」を「暖房期」に、「冷房負荷」を「中間期については24度と外気の温度との差とし、冷房期」に、「外気の温度と26度」を「26度と外気の温度」に改め、ただし書きを削り、同ニ中「別表第1㈢欄及び㈣欄に掲げる用途ごとに同表㈡欄に掲げる式により算出した量」を「取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差（暖房期については22度40パーセントと外気の温湿度との差、中間期については24度50パーセントと外気の温湿度との差、冷房期については26度50パーセントと外気の温湿度との差）及び取入外気量」に改める。

Ⅰの第1の1の1―3⑵を次のとおり改める。

⑵　別表第1の用途のうち複数の用途を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計（単位　平方メートル）で除して得た数値は、用途及び地域区分ごとに別表第1の各項に掲げる数値（単位　1平方メートル1年につきメガジュール）をそれぞれの屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下とするものとする。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1

	用途		地域区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
⑴	事務所等		430	430	430	450	450	450	450	590
⑵	ホテル等	客室部	560	560	560	450	450	450	500	690
		宴会場部	960	960	960	1250	1250	1250	1450	2220
⑶	病院等	病室部	790	790	790	770	770	770	790	980
		非病室部	420	420	420	430	430	430	440	670
⑷	物品販売業を営む店舗等		610	610	610	710	710	710	820	1300
⑸	学校等		390	390	390	450	450	450	500	690
⑹	飲食店等		680	680	680	810	810	810	910	1440
⑺	集会所等	図書館等	540	540	540	550	550	550	550	670
		体育館等	770	770	770	900	900	900	900	1100
		映画館等	1470	1470	1470	1500	1500	1500	1500	2100
⑻	工場等		—	—	—	—	—	—	—	—

1　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

2　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

3　「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

4　「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

5　「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

6　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

7　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

8　「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2　削除

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の適用については、前項の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行前の都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十二条第一項の規定に基づく認定を受けた低炭素化のための建築物の新築等に関する計画に対する同第五十五条第一項の規定に基づく変更の認定に係るこの告示の適用については、前二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。